

Ⅲ 開発許可申請添付図書一覧

- A 自己用住宅
- B 自己業務用（建築物等）
- C その他の建築物等

〈書 面〉

（※印は様式の定められているもの）

△は1 ha以上適用あり

添付 順序	図書の名称	法 令	明示すべき事項	注 意 事 項	A	B	C
1	開発許可申請書（※）	法 - 30 規則 - 15		<ul style="list-style-type: none"> ・申請者等の電話番号を記入すること ・他の法令による許認可等を要する場合には、その手続状況を記入すること 	○	○	○
2	設計説明書（※）	規則 - 16 - 2	（開発の目的、必要性等を簡述すること）	<ul style="list-style-type: none"> ・工区に分割したときは工区別の内訳表を作成すること 	×	○	○
3	法第34条各号に該当することを表す書類	規則 - 15 - (3)		<ul style="list-style-type: none"> ・市街化調整区域内の開発許可申請時に必要 	○	○	○
4	開発行為同意書 ①公図の写 ②土地登記簿謄本 ③同意書（※）	規則 - 17 - 1 - (3)	<ul style="list-style-type: none"> ①開発区域を朱線で明示すること ②権利の種別 （所有権、地上権、地役権、抵当権、賃貸権等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・備付法務局名、方位、縮尺、転写月日を明記し転写者が記名すること ・開発区域若しくは開発行為に関する工事をしようとする土地又は建築物等につき権利を有する者の同意を得ること ・同意者の印鑑証明書を添付すること 	○	○	○
5	公共施設管理者の同意書（※）	法 - 30 - 2		<ul style="list-style-type: none"> ・開発行為に関係がある公共施設の管理者の同意を得ること （例：道路管理者、河川管理者、農業用水路管理者等） 	○	○	○
6	公共施設管理予定者との協議書（※）	法 - 30 - 2		<ul style="list-style-type: none"> ・新たに設置される公共施設を管理することとなる者と協議すること （上記の外20ha以上の開発行為については、義務教育施設の設置義務者、水道事業者、40ha以上にあつては一般電気事業者、ガス事業者、地方鉄道事業者、軌道経営者と協議すること） 	○	○	○

第3章 第1節 Ⅲ開発許可申請添付図書一覧

添付 順序	図書の名称	法 令	明示すべき事項	注 意 事 項	A	B	C
7	設計者の資格を証 する書類 (※)	規則 - 17 - 1 - (4)		・最終学校卒業証明書等を添付の こと	△	△	△
8	資金計画書 (※)	規則 - 15 - (4)	預金残高証明書、融資 証明書等		×	△	○
9	申請者の資力信用 調書 (※)	法 - 33 - 1 - (12)	納税証明書 (法人税又 は所得税及び事業税)	・申請者が法人の場合、法人の登記 簿謄本とする	×	△	○
10	工事施行者の工事 能力調書 (※)	法 - 33 - 1 - (13)	①登記簿謄本 ②建設業許可証明書又 は建設業許可書の写		×	△	○

〈図 面 等〉

(※ 申請図書の凡例については、別表によること)

添付 順序	図書の名称	縮尺	法令	明示すべき事項	注意事項	A	B	C
1	開発区域位置図	1/50,000 以上	規則-17-1 - (1) 規則-17-2	①開発区域の位置 ②主要交通機関からの経路、名称 ③主要道路の名称 ④排水先の河川への経路 ⑤周辺の都市施設	・1/25,000の都市計画 総括図のある区域はそれによること	○	○	○
2	開発区域区域図	1/2,500 以上	規則-17-1- (2) 規則-17-3	①開発区域、都道府県界、市町村界、町又は字界、都市計画区域界 ②土地の地番及び形状	・1/2,500の都市計画図のある区域はそれによること ・開発区域は朱線で明示すること（以下の図面も同じ）	○	○	○
3	現況図	1/2,500 以上	規則-16-4	①地形（標高差を示す等高線、建築物及び既存擁壁等の工作物の位置及び形状） ②開発区域の境界 ③開発区域及び開発区域の周辺の公共施設（道路、公園、緑地、広場、河川、水路、取水施設その他公共施設並びに官公署、文教施設その他公益施設の位置及び形状、道路の幅員、道路交差点の地盤高、河川又は水路の幅員） ④令第28条の2第1号に規定する樹木又は樹木の集団の状況（位置） ⑤令第28条の2第2号に規定する切土又は盛土を行う部分の表土の状況（位置）	・等高線は2mの標高差を示すものであること ・樹木若しくは樹木の集団又は表土の状況にあつては、規模が1ha以上の開発行為について記載すること	○	○	○

第3章 第1節 Ⅲ開発許可申請添付図書一覧

添付 順序	図書の名称	縮尺	法令	明示すべき事項	注意事項	A	B	C
4	求積図	1/500 以上		①開発区域求積図 ②新旧公共施設求積図 ③区画割求積図	・求積方法は三斜法等 として算式も明示する	○	○	○
5	土地利用計画図	1/1,000 以上	規則-16-4	①開発区域に境界 ②公共施設の位置及び形状(公園、緑地、広場の位置、形状、面積、出入口及びさく又は塀の位置、開発区域外の道路の位置、形状及び幅員、排水施設の位置、形状及び水の流 れ の方向、都市計画施設又は地区計画に定められた施設の位置、形状及び名称、消防水利、河川その他の公共施設の位置形状、遊水地(調整池)の位置及び形状(多目的利用の場合にあつては、専用部分と多目的利用の区分) ③予定建築物等の敷地の形状及び面積 ④敷地に係る予定建築物等の用途 ⑤公益的施設の敷地の位置、形状、名称及び面積 ⑥樹木又は樹木の集団の位置 ⑦緩衝帯の位置、形状及び幅員 ⑧法面(崖を含む)の位置及び形状、擁壁の位置及び種類	・凡例毎に着色するのが望ましい	○	○	○

第3章 第1節 Ⅲ開発許可申請添付図書一覧

添付 順序	図書の名称	縮尺	法令	明示すべき事項	注意事項	A	B	C
6	造成計画平面図	1/1,000 以上	規則-16-4	①開発区域の境界 ②切土又は盛土をする土地の部分 ③擁壁の位置、種類及び高さ、法面（崖を含む）の位置及び形状	・切土及び盛土をする土地の部分で表土の復元等の措置を講ずるものがある時はその部分を図示すること ・現況図を利用して作成すること	○	○	○
7	造成計画縦断面図	1/1,000 以上	規則-16-4	①開発区域の境界 ②切土又は盛土をする前後の地盤面 ③計画地盤高	・高低差の著しい箇所について作成すること	○	○	○
8	がけの断面図	1/50 以上	規則-16-4	①がけの高さ、勾配及び土質（土質の種類が2以上である時は、それぞれの土質及び地層の厚さ） ②切土又は盛土をする前の地盤面 ③小段の位置及び幅 ④がけ面の保護の方法（石張り、張り芝、モルタル吹付け等）	・切土をした土地の部分に生ずる高さが2mをこえる崖、盛土をした土地の部分に生ずる高さが1mをこえる崖又は切土と盛土を同時にした土地の部分に生ずる高さが2mをこえる崖について作成すること	○	○	○
9	擁壁の構造図	1/50 以上	規則-16-4	①擁壁の寸法及び勾配 ②擁壁の材料の種類及び寸法 ③裏込めコンクリートの寸法 ④透水層の位置及び寸法 ⑤擁壁を設置する前後の地盤面 ⑥基礎地盤の土質 ⑦基礎くい位置、材料及び寸法 ⑧展開図	・鉄筋コンクリート擁壁の時は配筋図が必要	○	○	○

第3章 第1節 Ⅲ開発許可申請添付図書一覧

添付 順序	図書の名称	縮尺	法令	明示すべき事項	注意事項	A	B	C
10	排水施設計画 平面図	1/500 以上	規則-16-4	①開発区域の境界 ②排水区域の区域界 ③遊水池(調整池)の位置 及び形状 ④都市計画に定められた 排水施設の位置、形状及 び名称 ⑤道路側溝その他の排水 施設 ⑥排水管の勾配及び管径 ⑦人孔の位置及び人孔間 距離 ⑧水の流れの方向 ⑨吐口の位置 ⑩放流先河川又は水路の 名称、位置及び形状 ⑪予定建築物等の敷地の 形状及び計画等 ⑫道路、公園その他の公 共施設の計画高 ⑬法面(崖を含む)又は擁 壁の位置及び形状	・集水区域を明示のこ と	○	○	○
11	排水施設構造図	1/50 以上	法-33-3 令-26	①排水施設構造詳細図 ②開渠、暗渠、落差工、 人孔、雨水枳吐口等		○	○	○
12	流末水路構造図	1/50 以上	法-33-3 令-26	①放流先の水路、河川の 構造詳細図(常水面も表 示のこと) ②放流口の排水施設の 構造詳細図	・遊水池等の場合はその 構造	○	○	○
13	道路横断図	1/100 以上	令-25-2 ~25-5	①路面、路盤の詳細 ②道路側溝の位置、形状、 寸法 ③雨水枳及び取付管の形状 ④埋設管の位置、勾配、形 状及び人孔の形状 ⑤道路横断勾配 ⑥幅員	・道路、幅員、構造別に 表示すること	○	○	○

第3章 第1節 Ⅲ開発許可申請添付図書一覧

添付 順序	図書の名称	縮尺	法令	明示すべき事項	注意事項	A	B	C
14	道路縦断図	1/500 以上	規則-24-3	①測点、勾配 ②計画等、地盤高 ③単距離、追加距離 ④道路記号 ⑤基準線	・幹線街路及び主要区 画街路について作成す ること	○	○	○
15	防災工事計画 平面図	1/1,000 以上	令-26-2	①地形（等高線等） ②計画道路路線 ③防災施設の位置、形状、 寸法、名称 ④段切位置 ⑤表土除却位置 ⑥へドロ除却位置、除却深 さ ⑦流土計画 ⑧工事中の雨水、排水系路 ⑨防災施設の設置時期及 び期間	・開発区域が10ha以上 の場合は、防災設計図 を別途作成すること	○	○	○
16	防災施設構造図	1/50 以上	令-26-2	・防災施設構造詳細図	・防災調節池、調整池、 沈砂池等防災	○	○	○
17	給水施設計画 平面図	1/500 以上	規則-16-4	①給水施設の位置、形状、 内のり寸法 ②取水の方法 ③消火栓の位置 ④予定建築物等の敷地の 形状及び計画高	・排水施設計画平面図に まとめて図示してもよ い	×	○	○
18	下水道縦断図	1/500 以上	令-26-2	①人孔の種類、形状、位 置、間隔 ②配水管の勾配、管径、 土被、管低高 ③地盤高、計画地盤高	・道路縦断図と兼ねて もよい	○	○	○
19	電気施設等計 画平面図	1/500 以上	規 則 -20 の 2	・電柱・電話柱等の位置、 配線 ・ガス基地の位置、配管	・電柱は道路面に設置 しないこと ・電気供給者、NTT、 ガス供給者と協議のう え作成すること	×	○	○

第3章 第1節 Ⅲ開発許可申請添付図書一覧

添付 順序	図書の名称	縮尺	法令	明示すべき事項	注意事項	A	B	C
21	安定計算書		規則-27		・擁壁で保護しない崖等について作成すること	○	○	○
22	水理計算書		令-26		・排水施設、下水道施設、防災施設等について作成すること	○	○	○
23	工程表				・梅雨期に係る工事については特に詳細に記入すること	×	○	○
24	予定建築物等の立面及び平面図	1/100以上	法-33-1-1	・建築物等の用途		○	○	○
25	その他の公共、公益施設計画平面図	1/100以上	法-33-1-2		・公園、造成緑地等について作成すること	○	○	○
26	仕様書				・開発区域が10ha以上の場合は必ず添付すること。10ha未満の場合は必要に応じ添付させることがある	×	○	○
27	その他必要に応じ指示する図書				・残土処理場等	○	○	○